

後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて

1 概要

家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

(1) 後見開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行い、また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

(2) 保佐開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。

また、保佐人又は本人は、本人が保佐人の同意を得ずに自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等）に関しては、取り消すことができます。

なお、本人以外の方の請求により代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

(3) 補助開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人には申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権若しくは同意権（取消権）のいずれか又は双方を与えることができます。

補助開始の審判をするには、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判を同時にしなければならないので、申立人にその申立てをしていただく必要があります。

なお、本人以外の方の請求により補助開始の審判、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

2 申立てをすることができる方

- ・ 本人（後見・保佐・補助開始の審判を受ける者）
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、

おば、いとか、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。)

- ・ 成年後見人・成年後見監督人（保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 保佐人・保佐監督人（後見・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 補助人・補助監督人（後見・保佐開始の審判の申立てについて）
- ・ 未成年後見人・未成年後見監督人（後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 検察官
- ・ 市区町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人（任意後見契約が登記されているとき）

3 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

※ 申立費用は原則として申立人の負担となります。

(1) 申立手数料

後見又は保佐開始：収入印紙 800 円分

保佐又は補助開始+代理権付与：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+同意権付与（※）：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与（※）：収入印紙 2,400 円分

※ 保佐開始の申立ての場合、民法 13 条 1 項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

(2) 連絡用の郵便切手（申立てをされる家庭裁判所へ確認してください。なお、各裁判所のウェブサイトの「裁判手続を利用する方へ」中に掲載されている場合もあります。）

(3) 後見登記手数料：収入印紙 2,600 円分

(4) 鑑定費用

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあり、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

5 申立てに必要な書類

別紙申立書類チェックリストのとおり

6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹や参与員²などが、直接、申立人、本人及び成年後見人等候補者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて、ふさわしい方を成年後見人等を選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等選任されるとは限りません。

7 成年後見制度についてのお問合せ先

○ 成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<http://www.courts.go.jp/koukenp/>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

○ 成年後見制度についてのご相談

各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）

※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。

※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。

○ 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

○ 任意後見契約について

日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）

<http://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学等の知識や技法を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

² 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

(別紙)

申立書類チェックリスト

1 申立書

- ☐ 後見・保佐・補助開始等申立書（申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付しているか御確認ください。）
- ☐ 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
- ☐ 同意行為目録【補助開始申立用】

2 標準的な申立関係書類

- ☐ 申立事情説明書
- ☐ 親族関係図
- ☐ 親族の意見書
- ☐ 後見人等候補者事情説明書
- ☐ 財産目録
- ☐ 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がある場合に提出してください。）
- ☐ 収支予定表

3 標準的な申立添付書類

※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

- ☐ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- ☐ 本人の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- ☐ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
（成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- ☐ 本人の診断書（発行から3か月以内のもの）
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<http://www.courts.go.jp/koukenp/>でも御覧いただけます。
- ☐ 本人情報シート写し
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<http://www.courts.go.jp/koukenp/>でも御覧いただけます。
- ☐ 本人の健康状態に関する資料
（介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し）
- ☐ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）を御覧ください。
なお、本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。
- ☐ 本人の財産に関する資料

- ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し，残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- ☐ 本人の収支に関する資料
- ・収入に関する資料の写し：①年金額決定通知書，②給与明細書，③確定申告書，④家賃，地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：①施設利用料，②入院費，③納税証明書，④国民健康保険料等の決定通知書など
- ☐ (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合)
同意権，代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
- ※ 同じ書類は本人 1 人につき 1 通で足ります。
- ※ 審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。